

入札情報
R7 公募型指名競争入札 (期間入札)

公表日 令和8年3月9日

次により、公募型指名競争入札（期間入札）を行いますので、地方自治法、地方自治法施行令、高松市契約規則(※)、高松市契約事務処理要綱(※)及び高松市公募型指名競争入札試行要領(※)、入札参加者の心得、契約条項その他指示事項を遵守の上、参加希望者は必要書類をFAX又は電子メールで送信してください（FAX又は電子メールによる送信が不都合な場合は、郵送も可とします。）。

送信された書類は、指名業者選定に当たっての参考資料であり、FAX又は電子メールの受信が直ちに指名につながるものではありません。

公募型指名競争入札の解説など

- ・入札に参加を希望する者の受注意欲を確認した上で指名する入札方法で、発注案件ごとに希望を募り、入札参加申請書を提出した者のうちから、その案件で設定された履行実績その他の入札参加条件を満たす者を指名し、入札を行う方法です。
- ・上記の※が付けられた市の関係規程は、高松市ホームページ(もっと高松)のトップページ「事業者の方」→「入札・契約情報」→「契約監理課ホームページ」→「例規・要綱等」に掲載しています。
- ・参加希望者が案件で指名を受けるためには、その前段階として、下記により、入札参加申請書その他必要書類を3月13日(金)までに高松市朝日新町学校給食センターに提出する必要があります。御注意ください。
- ・表中下線を付しているものは、対象文書をダウンロードすることができます。

1 入札に付する業務	令和8年度 高松市学校給食調理場廃食用油売払い
2 仕様書	<u>仕様書・仕様書別紙</u>
3 業務の履行場所	鶴尾学校給食共同調理場ほか33調理場
4 履行期間	契約締結日から令和9年3月31日まで
5 最低制限価格	設定しない
6 予定価格	非公表
7 入札保証金	免除
8 契約保証金	免除
9 支払の請求	上半期、下半期ごとの年2回

<p>10 入札参加条件</p>	<p>入札に参加を希望するものは、次のすべての要件を満たしていなければならない。</p> <p>(1) 高松市公募型指名競争入札試行要領第4条第1項第1号及び第5号から第7号までに掲げる要件を満たす者で、次のいずれにも該当しないものであること。</p> <p>ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者。</p> <p>イ 当該開札日前6月以内に不渡り手形又は不渡小切手を出した者</p> <p>ウ 高松市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反しているもの</p> <p>エ 高松市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、高松市民税（延滞金を含む）を完納していないもの</p> <p>オ 高松市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの</p> <p>(2) 令和3年度から令和7年度までの間に、調理施設から排出される廃食用油の回収・運搬を含む買受を行う複数の調理施設との契約を、各々引き続き2年以上、元受けとして履行実績を有するもの。</p> <p>(3) (2)で回収・買受した廃食用油を、日本国内にある自社又は20%以上の出資比率をもつ関連会社の日本国内にある工場（委託契約等による第三者の工場は含まない）で、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第5項1号に規定される再生利用をし、かつ再生利用製品を販売した実績を有するもの。</p> <p>(4) (2)の履行契約に使用した車両を入札参加申請時点で有し、本入札の業務を履行する人員的及び設備的体制を有するもの。なお、当該車両がリース契約によるもの場合、入札しようとする当該案件における履行期間をすべて含む、リース契約を締結しているものも可とする。</p> <p>(5) 廃食用油用の貯蔵施設を有し、その消防法上の許可を得ているもの。</p> <p>(6) 高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）に基づく指名停止期間中でないこと。</p> <p>(7) 指名を受けた者が入札までに入札参加条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。</p>
------------------	---

<p>1 1 入札参加申請</p>	<p>入札参加を希望する者は、仕様書及び仕様書別紙の記載内容を熟読の上、参加申請書(指定様式)に(2)～(4)を満たすことを明らかにすることができる書類を添付し、FAX又は電子メールで送信すること。</p> <p>なお、電子メールの受信可能容量上限が5メガバイトとなるので、これを上回る容量のメールについては、添付ファイルを分割するなどして送信すること。</p> <p>(2)については、いつ、だれから、回収した量がわかるもので、様式は問わない。件数が多い場合は、代表的なもののみでかまわない。なお、1回当たりの回収量が900kgを超える調理場があるため、1回当たり、900kg以上の引渡し量を記載した引渡票等のコピーを提出すること(必須)。</p> <p>(3)については、廃食用油を食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第5項1号に規定される再生利用をし、再生利用製品を販売した実績がわかるもの(売買契約書の写し等)。件数が多い場合は、代表的なものにかまわない。</p> <p>(4)については、車両の車検証及び回収に際しての体制(人員、タンク車等の車両の運用状況)がわかるもの(車両全景写真(必須)、産業廃棄物回収運搬の許可申請時の添付書類等)。</p> <p>FAX送信先：087-823-7735 電子メール送信先：hotai@city.takamatsu.lg.jp</p> <p>※ 受信確認のため、FAX又は電子メール送信後、送信した旨の連絡を12参加申請書提出期間中の市の執務時間中(日曜日、祝日法に定める休日及び土曜日以外の日の午前8時30分から午後5時まで)に電話連絡すること(電話番号：087-811-6300)。</p> <p>※ 指定様式は次のとおり <u>公募型指名競争入札参加申請書【令和8年度 高松市学校給食調理場廃食用油売払い】</u></p>
<p>1 2 参加申請書提出期間</p>	<p>令和8年3月9日(月)から令和8年3月13日(金)まで(同日午前11時必着)</p>
<p>1 3 指名(非指名)通知</p>	<p>(1) 通知は、令和8年3月17日(火)までにFAX又は電子メールで送信する。 (2) 指名した者には指名通知書を、指名しなかった者にはその理由を送信する。</p>
<p>1 4 現場説明</p>	<p>実施しない。</p>

1 5 質問及び回答	<p>(1) 本業務の内容に質問がある場合は、令和8年3月18日(水)午前10時までに質問書を朝日新町学校給食センターにFAX又は電子メールで送信すること。 FAX送信先：087-823-7735 電子メール送信先：hotai@city.takamatsu.lg.jp</p> <p>※ 受信確認のため、質問のFAX又は電子メールを送信した旨を電話連絡すること。 (電話番号：087-811-6300)</p> <p>※ 指定様式は次のとおり <u>質問及び回答書</u></p> <p>(2) 質問書受付後速やかに質問書提出者に回答し、質問及びこれに対する回答の全件を次のとおり公表する。 なお、質問及び回答が公表された場合は、仕様書同様、これを熟知の上、入札しなければならない。 ア 公表期間 令和8年3月24日(火)から3月25日(水)まで イ 公表方法 市ホームページ上で公表(公表は期間初日の午後1時までに開始)</p> <p>※ インターネット環境が未整備の場合、電話で、上記の公表内容についてFAX送信を依頼することができる。</p>				
1 6 入札書の提出期間及び提出先	<p>提出期間 令和8年3月26(木)から3月30日(月) ※上記提出期間の最終日、午後5時までに必着</p> <p>提出先 高松市朝日新町学校給食センター</p> <p>(1) 持参の場合 上記のうち、日曜日、祝日法に定める休日及び土曜日を除く日の午前8時30分から午後5時までに提出</p> <p>(2) 郵送の場合 上記提出期間の最終日の午後5時までに必着</p>				
1 7 開札	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="480 1272 592 1357">日時</td> <td data-bbox="592 1272 1378 1357">令和8年3月31日(火)午前11時00分</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1357 592 1442">場所</td> <td data-bbox="592 1357 1378 1442">高松市朝日新町学校給食センター2階会議室</td> </tr> </table>	日時	令和8年3月31日(火)午前11時00分	場所	高松市朝日新町学校給食センター2階会議室
日時	令和8年3月31日(火)午前11時00分				
場所	高松市朝日新町学校給食センター2階会議室				
1 8 再度入札	<p>提出期間 令和8年4月1日(水)から4月3日(金)</p> <p>提出先 高松市朝日新町学校給食センター</p> <p>(1) 持参の場合 上記のうち、日曜日、祝日法に定める休日及び土曜日を除く日の午前8時30分から午後5時までに提出</p> <p>(2) 郵送の場合 上記提出期間の最終日の午後5時までに必着</p> <p>開札日時 令和8年4月6日(月)午後3時00分</p>				
1 9 試行要領等	<p><u>高松市公募型指名競争入札試行要領</u> <u>高松市期間入札試行要領</u> <u>期間入札(試行)に関する留意事項</u></p>				
2 0 入札参加者の心得	<p><u>入札参加者の心得</u></p>				

2 1 委任状・入札書等	<u>委任状、入札書、委任状及び入札書の記載例、【入札書封筒の表（おもて）に貼り付ける様式】、郵送用封筒宛名</u>
2 2 契約条項	<u>契約書（契約書の変更には応じない）</u>
2 3 問合せ先	高松市保健体育課 学校給食運営係 担当者：出水 TEL:087-811-6300 FAX:087-823-7735

【注意事項】

- (1) 落札者が契約までに入札参加条件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。
この場合には、市は、一切の損害賠償の責めを負わない。
- (2) 入札の無効等については、地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4、高松市契約規則第17条において準用する同規則第5条及び第12条の4、高松市期間入札試行要領、期間入札（試行）に関する留意事項並びに「入札参加者の心得」による。
- (2)の2 「期間入札」とは、指定期間内に郵送又は持参により入札書を提出して行う入札をいう。高松市期間入札試行要領及び期間入札（試行）に関する留意事項等を熟読の上、参加すること。特に同留意事項は、「別記（入札書を提出する際のチェックポイント）」を始め、重要事項を記載している。
- (3) 開札は、入札期間の末日の翌日（市の執務日）に行う。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、この契約を何ら変更することなく業務委託料に相当額を加減して支払うものとする。
- (5) 入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為をしないこと。
- (6) 高松市公募型指名競争入札施行要領第4条第1項第2号は適用しないので、入札参加資格者名簿に登載されていない者も、本件公募型指名競争入札に参加することができる。
- (7) 正当な理由なく、職員の指示を守らなかった場合は、その指名を取り消すものとする。
- (8) 契約の締結については、高松市契約規則第20条に定めるところによる。したがって、落札者は、落札決定後4日以内に、次に掲げる書類を持参により提出しなければならない。

い。

ア 記名押印した契約書

イ 「10 入札参加条件」の(5)を満たすことを証する書類

- (9) 市長は、緊急やむを得ない理由により、入札を行うことができないと認めるときは、本入札を停止し、中止し、又は取り消すことができる。この場合において、本入札参加者又は参加申請者が損害を受けることがあっても、市長は、その責めを負わない。
- (10) 本入札は、令和8年度業務委託の契約に先立つ準備行為として行うものであり、令和8年度予算が市議会において可決されることを前提（停止条件）とするものです。

【高松市指名停止等措置要綱別表第26号の運用基準】

平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を下記のとおり定め公表しています、御留意ください。

高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準(抄)

1 要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。

- (1) 予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為
- (2) 入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為
- (3) 監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為
- (4) 市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為
- (5) 執拗な抗議等を行い、市職員の執務を妨害する行為
- (6) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反
- (7) 市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与

【不当要求行為排除について】

市では、受注者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受注者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。詳しくは、契約監理課ホームページを御参照ください。

もっと高松トップページ (<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp>) ≫ 事業者の方 ≫ 入札・契約情報 ≫ 契約監理課ホームページ

【周知事項】

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思

料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます。

※同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出
(原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。)

⇒メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com

書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会

【適正な労働条件の確保】

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特別措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイマー労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
- (5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (6) (1)から(5)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

【関係規程について】

以上で引用している市の規則、要綱及びマニュアル並びに市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、いずれも契約監理課ホームページに掲載しています。